

泉佐野市自家消費向け事業所用太陽光発電設備及び事業所用蓄電池の設置に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉佐野市補助金等交付規則（平成17年泉佐野市規則第2号）に定めるもののほか、温室効果ガスの排出量削減のため、再生可能エネルギーによる発電設備の普及とその発電設備により発電した電気を自家消費することを目的とし、本市内の工場又は事務所に事業所用太陽光発電設備（以下「太陽光発電設備」という。）及び事業所用蓄電池（以下「蓄電池」という。）を設置し使用する者に対して、当該年度の予算の範囲内において泉佐野市自家消費向け事業所用太陽光発電設備及び事業所用蓄電池設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となる設備は、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

補助対象設備	交付要件
太陽光発電設備	<ol style="list-style-type: none">1. 未使用品であり、自作でないこと2. PPA方式またはリース方式による導入でないこと。3. 敷地内に本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を自家消費（発電した電力を設置する工場又は事業所において使用）すること。4. 発電量を計測する機器を備えること。5. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
蓄電池	<ol style="list-style-type: none">1. 未使用品であり、自作でないこと。2. リース方式による導入でないこと。3. 太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。4. 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。5. 定置型であること。

(補助金の交付申請者)

第3条 補助金の交付申請者は、市内に所在する工場又は事務所に対象システムを設置し、居住する者であって、次の各号に掲げるすべての要件に適合した事業所とする。

- (1) 令和6年10月1日以降に、市内に所在する工場又は事務所に新たに太陽光発電設備等の導入、工事のための契約を行う事業所であること。
- (2) 交付決定時において、市税を滞納していない事業所。
- (3) この要綱に基づく補助金の交付を受けていない事業所。
- (4) 工事完了報告書を令和7年3月17日までに提出できる事業所。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額

(以下「補助額」という。)は、次の表に定めるものとし、予算の範囲内で交付する。

補助対象経費	補助額	上限
太陽光発電設備	1万円/kw	30万円
蓄電池	5千円/kwh	15万円

2 当該補助額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額を補助額とする。

3 補助金の交付は、1事業所あたり1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 交付申請者は、補助金の交付申請を行おうとするときは、泉佐野市自家消費向け事業所用太陽光発電設備及び事業所用蓄電池設置補助金交付申請書(様式11)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 交付申請用太陽光発電設備自家消費率計算シート
- (2) 法人登記履歴事項全部証明書又は賃貸契約書等の本市内に事業所を有することが確認できる書類。
- (3) 市税の滞納が無いことの証明。
- (4) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し(内訳の記載があるもの)
- (5) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図(位置図)
- (6) 補助対象設備のメーカー、型式及び容量等、設備仕様が確認できる書類
- (7) 太陽光発電設備設置に係る誓約書(様式2-2)
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請は、令和6年10月1日から令和7年1月31日までの期間に、直接持参の方法により行うものとする。

(事務の代行)

第6条 交付申請者は、補助金の交付にかかる事務手続を第三者に代行させることができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、第5条の交付申請の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。なお、必要に応じ現地調査を行うものとする。

2 市長は、前項の交付決定を確定したときは、補助金交付決定通知書(様式12)により、また、交付しない旨の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書(様式13)により交付申請者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第8条 交付申請者は、第7条の規定による通知を受けた後でなければ、補助対象設備の設置に着手してはならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、第7条による交付の決定があった者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽申請、その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式 14）により交付決定者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第 10 条 交付決定者は、交付決定の通知を受けた日以後に補助事業の内容を変更しようとするとき、又は、補助事業を中止しようとするときは、当該変更又は中止に係る根拠となる書類を添付のうえ、補助金事業（変更・中止）承認申請書（様式 15）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、当該変更等を適当と認めるときは、補助金事業（変更・中止）決定通知書（様式 16）により、交付決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第 11 条 交付決定者は、設置工事が完了したときは、補助対象設備設置工事完了報告書（様式 17）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る契約書、請書または発注書等の写し
- (2) 補助対象経費及びその内訳が記載された領収書または請求書等の写し
- (3) 補助対象設備の設置状況を示す写真
- (4) 補助対象設備の保証書の写し
- (5) 実績報告用太陽光発電設備自家消費率計算シート
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 完了報告は、原則として、完了日から 20 日以内又は令和 7 年 3 月 17 日までの期間に、直接持参の方法により行うものとする。

（補助金の確定）

第 12 条 市長は、第 11 条の規定により提出された完了報告書の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式 18）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 13 条 市長は、第 12 条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式 19）（補助金の振込先の口座情報が分かる書類の写しを添付すること）による交付決定者からの請求により、補助金を交付するものとする。

（実績の報告）

第 14 条 交付決定者は、第 12 条の規定により補助金の交付が確定以降毎年、一年間の実績を記載した実績報告用太陽光発電設備自家消費率計算シートと併せて自家消費率を確認できる資料を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当し、補助金が既に交付されているときは、その返還を命じることができる。

- (1) 虚偽報告、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第 14 条の報告により、交付要件を満たしていないことが確認されたとき

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。